

令和6年1月23日

# 利用者負担額検証の方向性について

## 背景

- 利用者負担額(保育料)は、子ども・子育て支援法において、国が定める水準を上限として市町村が定めることとされ、市民税所得割額に応じて負担額の階層を設定する応能負担となっています。

### 【国基準額と羽村市保育料の比較(目安)】

階層区分	国基準	羽村市
①生活保護世帯	0	0
②市町村民税非課税世帯	9,000	0
③所得割課税額48,600円未満	19,500	3,800～8,800
④所得割課税額97,000円未満	30,000	10,200～16,800
⑤所得割課税額169,000円未満	44,500	18,600～25,200
⑥所得割課税額301,000円未満	61,000	27,400～36,200
⑦所得割課税額397,000円未満	80,000	38,400～40,600
⑧所得割課税額397,000円以上	104,000	42,800～45,000

## 目的

羽村市における保育サービスの受益と負担の状況や、国や東京都の制度改正、他市の状況等も考慮しながら、保育サービスの質の維持と向上を確保するため、適正な費用負担について検証を行う。

## 経緯

現在の利用者負担額については、令和元年7月に羽村市子ども・子育て会議から答申され、令和2年4月に見直しを行っています。その際の子ども・子育て会議からの答申では、以下の付帯意見が出ています。

- 今回の答申では、現行の負担水準に一定の妥当性が確認できたこと、また、無償化による影響が十分見通せない現状において、適切な利用者負担額を設定することは困難であると判断したことから、利用者負担額、学童クラブ育成料ともに現行の負担水準を維持することが適当との結論を導き出したところである。しかし、審議の過程においては、他市の負担水準、提供体制の確保・充実、市の財政状況等を踏まえた受益者負担の適正化の観点から、現行の負担割合を引き上げることも検討すべきとの意見も出されていた。
- 改めて利用者負担額等の検証を行う必要がある旨、意見を付すものである。

# 分析① 羽村市の人口について

現状

就学前人口は減少、就業率は上昇傾向

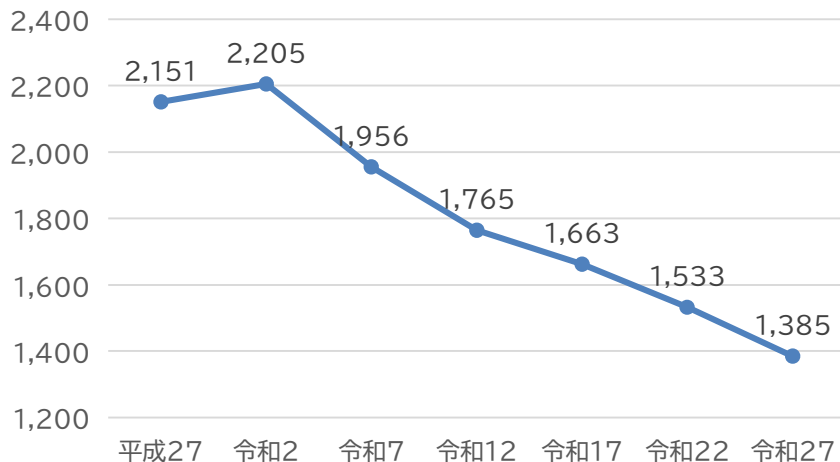
羽村市の0～4歳における人口は、第六次羽村市長期総合計画の策定時に実施した推計では、将来にわたり減少する傾向であり、平成27年と令和27年を比較すると、およそ半減すると見込まれます。

しかし、反対に就業率については、男女とも上昇傾向にあり、総務省の「労働力調査(基本集計)」では、令和3年時点で、男性が83.9%、子育て世代と予測される25歳～44歳の女性について、78.6%となっています。

将来的に就学前人口は減る予測が出ているものの、就業率は上昇傾向にあることから、今後も一定程度の保育ニーズはあることが想定されます。

【羽村市における0～4歳児の人口推移】

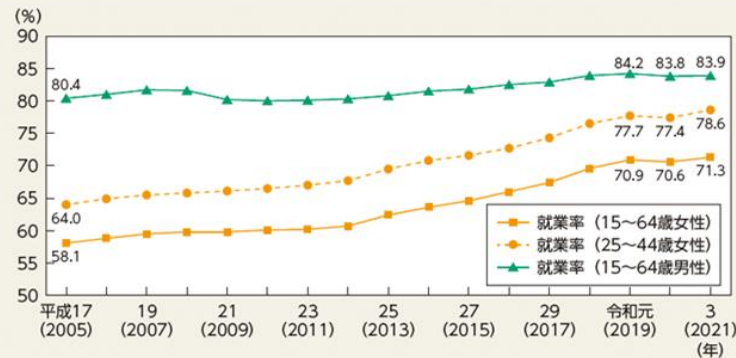
(単位:人)



※「第六次羽村市長期総合計画 基礎調査報告書」(令和3年3月 羽村市)

【日本の就業率の推移】

○就業率は、近年男女ともに上昇傾向。令和2(2020)年は前年より低下したが、令和3(2021)年は、15～64歳の女性は71.3%、25～44歳の女性は78.6%、15～64歳の男性は83.9%。



(備考) 1. 総務省「労働力調査(基本集計)」より作成。  
2. 平成23(2011)年の就業率は、総務省が補完的に推計した値。

## 分析② 羽村市の保育サービスの利用状況について

現状

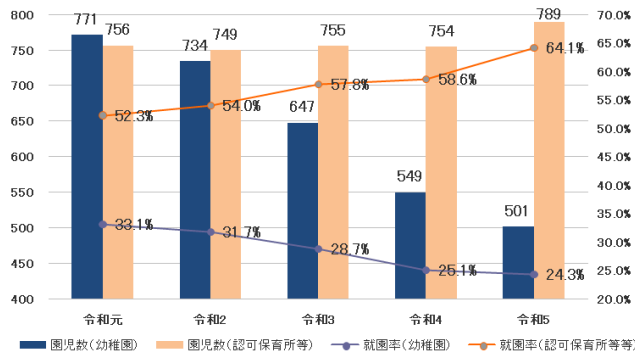
羽村市園児数と就園率は上昇傾向

羽村市の私立保育園の登録人数(各年5月1日現在)の近年5カ年を比較すると、令和5年がピークであり、1,331人(3歳～5歳:789人)となっています。また、就園率についても、令和5年がピークであり、64.1%となっています。

幼稚園については、園児数、就園率ともに減少傾向となっています。

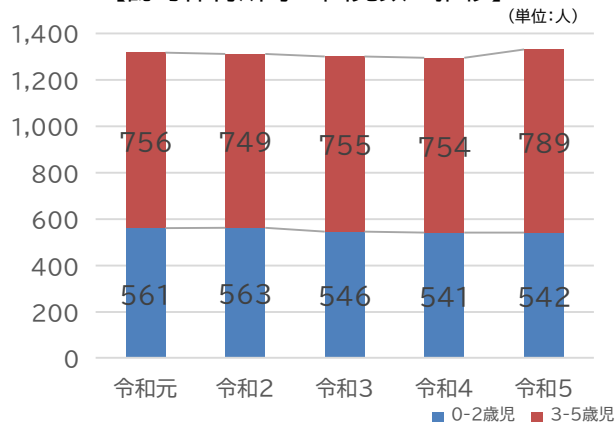
市内における就学前人口は減少しているものの、就労する保護者が増えたことなどにより、認可保育所等における就園率は上昇しており、保育ニーズがあることがうかがえます。

【羽村市内幼稚園・認可保育所等の幼稚園児数と就園率の推移】

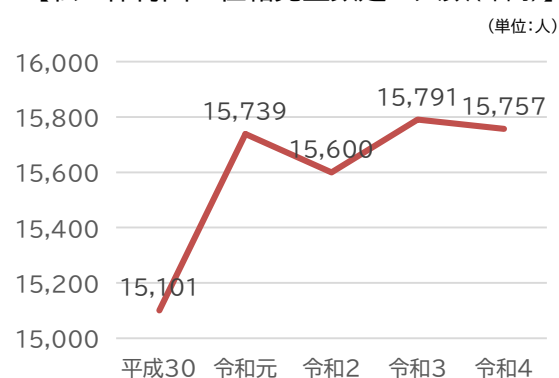


※3歳児～5歳児のみの比較

【認可保育所等の園児数の推移】



【私立保育園の在籍児童数延べ人数(年間)】



### 分析③ 認可保育所の運営費について

現状

保育園運営に対する利用者負担の割合は約3%

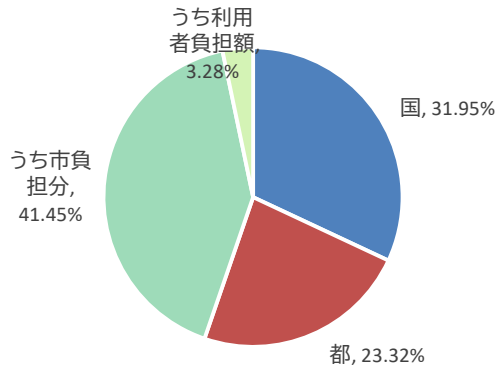
子ども・子育て支援新制度では、市町村の確認を受けた施設・事業者に対して、「内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」(公定価格)を元に財政支援を保障しています。

公定価格は子ども一人当たり単価として設定されており、「子どもの区分」「定員数」「年齢」「施設の所在地(地域区分)」を勘案し、人件費・事業費・管理費などが各々どの程度必要かを評価しています。

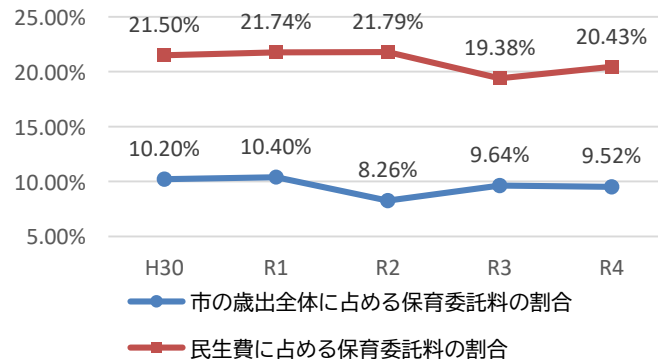
公費負担額部分については、国・東京都・羽村市で負担しています。令和4年度の状況では、グラフのとおりとなっており、市が41.5%、利用者負担分は3.3%という状況です。この傾向は近年5カ年を見ても大きな変化はありません。

私立保育園への委託料については、2,400,000千円程度で推移しており、民生費に占める割合は20%程度となっています。

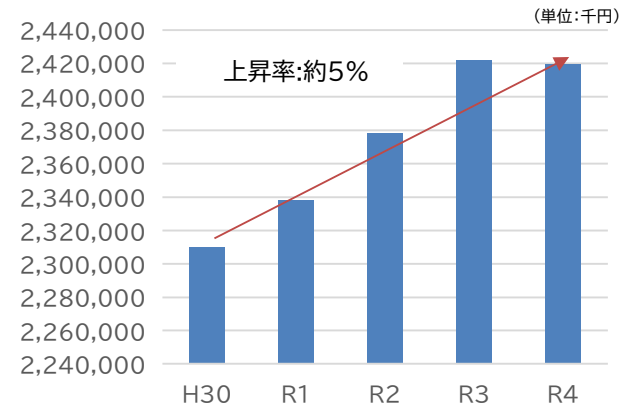
【私立保育園運営費負担内訳】



【私立保育園運営費委託料の割合】



【私立保育園保育委託料の推移】



## 分析④ 他市の状況について

現状

羽村市の保育料は多摩26市において低水準

国が定める水準を上限として市町村が定めることとされており、羽村市においても、国が定める基準を上限に、所得(市民税所得割額)に応じて25階層(0円～45,000円)に分けて保育料を定めています。

羽村市における、国の上限額に対する利用者負担の割合は、令和3年度実績で37.4%となっており、多摩26市の中で一番低い水準となっています。

なお、多摩26市の平均は46.2%であり、割合が高い自治体は50%を超えている状況です。

また、多摩地域における保育料最高額の平均額は56,981円、階層の平均は25.3階層となっています。

### 【階層】

多い自治体		
	自治体名	割合
1	府 中	34
2	清 瀬	31
3	三 鷹 / 調 布	30
少ない自治体		
	自治体名	割合
1	東 大 和	16
2	昭 島	18
3	青梅/武蔵村山	19

### 【保育料】

低い自治体		
	自治体名	割合
1	あ き る 野	43,300
2	日 野	44,800
3	羽 村	45,000
4	福 生	47,000
5	武 蔵 村 山	47,100
高い自治体		
	自治体名	割合
1	西 東 京	73,200
2	武 蔵 野	71,000
3	小 金 井	69,800
4	三 鷹	69,600
5	府 中	64,000

### 【国基準額に対する利用者負担割合】

低い自治体		
	自治体名	割合
1	羽 村	37.4
2	八 王 子	38.0
3	東 村 山	39.1
4	福 生	39.9
5	立 川	41.4
高い自治体		
	自治体名	割合
1	西 東 京	54.9
2	小 金 井	54.8
3	狛 江	54.0
4	青 梅	52.4
5	昭 島	52.0

出典：令和5年度東京都民間保育園に対する区市町村の助成状況一覽  
(一般社団法人 東京都民間保育園協会 令和5年度)

出典：令和4年度26市状況調査(令和3年度実績)

## 受益と負担 (公平性) の視点

利用する方としない方との負担の公平性・公正性を確保し、「受益と負担の適正化」を図ることが重要です。このように、サービスを使う人の中での平等性や、サービスを使う人と使わない人との平等性の視点を持ち、保育料を検証する必要があります。

## 妊娠・出産の 希望を叶える 視点

子供を持ちたいと願う方々が、安心して希望する人数の子供を産み育てることができる環境づくりを推進することを目的に東京都は令和5年10月から第2子の保育料を無償化としました。これにより、今後保育料がかかるのは、0～2歳児の第1子のみとなります。このような、妊娠・出産の希望を叶える視点を持ち、保育料を検証する必要があります。

## 方向性①

### 国基準額の50%

利用者負担額(保育料)は、子ども・子育て支援法において、国が定める水準を上限として市町村が定めることとされている。

多摩地域の自治体の多くが、保育料改定に対する基本方針等において、国基準に対する利用者負担の割合の設定を50%~60%としていることから、国基準額の50%を目途に保育料を設定する。

## 方向性②

### 利用者負担の適正化

#### ②-1 階層区分の見直し

国の基準額の階層区分、8階層に対し、羽村市は25階層という状況である。階層別の人数や負担の割合を見直すことで、より適正な負担割合となるようにする。

#### ②-2 保育料の改定

保育所を運営するために必要な経費は増大している。現在の社会状況を鑑み、上昇分を利用者に負担にしていただくことで、適切な利用者負担割合とする。

## 方向性③

### 現在の保育料の据え置き

日本社会のトレンドとして、保育料、私立高校授業料、大学授業料の無償化など、少子化対策の観点から、子育て世帯の負担を軽減する方向性である。

運営費が増加する中で、羽村市の保育料は国基準に対する利用者負担割合が低い状況ではあるが、国や東京都、他自治体の状況を踏まえ、現在の保育料と階層を据え置き、現状と変わらない保育料とする。



## 内容

利用者負担額(保育料)は、子ども・子育て支援法において、国が定める水準を上限として市町村が定めることとされている。  
多摩地域の自治体の多くが、保育料改定に対する基本方針等において、国基準に対する利用者負担の割合の設定を50%~60%としていることから、国基準額に対する利用者負担割合を50%を目途に保育料を設定する。

最高額:45,000円→56,400円

## 市民への影響

影響額:最大年136,800円 負担:増

保育料が発生していない世帯を除き、保護者の負担増となり、影響額は最大年間136,800円(月額11,400円)となる。

## メリット

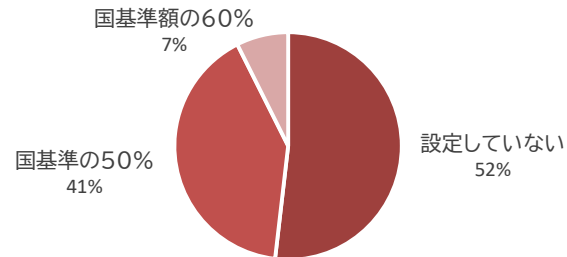
- 適切な利用者負担となる。

## デメリット

- 市民の負担が増える。
- 妊娠・出産を希望する方へ影響が出る可能性がある。

## evidence 多摩エリアの保育料改定基本方針

多摩エリアで国基準額の50%以上を保育料改定方針としている自治体の割合は**48%**となっている。



実際に50%を達成している自治体数:6自治体

利用者負担割合:37.4%→49.9%(+12.5%)

シミュレーション

現在

階層	定義	0歳クラス～2歳クラス			前階層との価格差
		保育標準時間			
		保育料	人数	合計保育料	
A階層	生活保護世帯等	0	42	0	
B階層	A階層を除き市区町村民税非課税世帯	0	124	0	
C階層	市区町村民税のうち均等割のみの世帯	3,800	19	72,200	1,400
	うち、ひとり親世帯等	1,900	7	13,300	
D階層	市民税所得割額が15,000円未満の世帯	5,200	10	52,000	1,400
	うち、ひとり親世帯等	2,600	0	0	
	# 15,000円以上29,100円未満の世帯	6,400	49	313,600	1,200
	うち、ひとり親世帯等	3,200	12	38,400	
	# 29,100円以上39,000円未満の世帯	7,600	37	281,200	1,200
	うち、ひとり親世帯等	3,800	0	0	
	# 39,000円以上48,600円未満の世帯	8,800	54	475,200	1,200
	うち、ひとり親世帯等	4,400	0	0	
	# 48,600円以上57,700円未満の世帯	10,200	49	499,800	1,400
	うち、ひとり親世帯等	5,100	19	96,900	
	# 57,700円以上69,200円未満の世帯	11,800	72	849,600	1,600
	うち、ひとり親世帯等	5,900	5	29,500	
	# 69,200円以上77,101円未満の世帯	13,400	74	991,600	1,600
	うち、ひとり親世帯等	6,700	5	33,500	
	# 77,101円以上87,000円未満の世帯	15,000	74	1,110,000	1,600
	# 87,000円以上97,000円未満の世帯	16,800	72	1,209,600	1,800
	# 97,000円以上109,100円未満の世帯	18,600	220	4,092,000	1,800
	# 109,100円以上126,800円未満の世帯	20,800	283	5,886,400	2,200
	# 126,800円以上148,000円未満の世帯	23,000	243	5,589,000	2,200
	# 148,000円以上169,000円未満の世帯	25,200	243	6,123,600	2,200
	# 169,000円以上193,000円未満の世帯	27,400	236	6,466,400	2,200
	# 193,000円以上219,000円未満の世帯	29,600	141	4,173,600	2,200
# 219,000円以上245,000円未満の世帯	31,800	125	3,975,000	2,200	
# 245,000円以上272,000円未満の世帯	34,000	85	2,890,000	2,200	
# 272,000円以上301,000円未満の世帯	36,200	70	2,534,000	2,200	
# 301,000円以上350,000円未満の世帯	38,400	74	2,841,600	2,200	
# 350,000円以上397,000円未満の世帯	40,600	48	1,948,800	2,200	
# 397,000円以上500,000円未満の世帯	42,800	34	1,455,200	2,200	
# 500,000円以上の世帯	45,000	7	315,000	2,200	
		546,000	2,533	54,357,000	

未来

階層	定義	0歳クラス～2歳クラス			前階層との価格差	増加率	増額分	
		保育標準時間					月額	年額
		保育料	人数	合計保育料				
A階層	生活保護世帯等	0	42	0				
B階層	A階層を除き市区町村民税非課税世帯	0	124	0				
C階層	市区町村民税のうち均等割のみの世帯	8,000	19	152,000	2,200	2.1	4,200	
	うち、ひとり親世帯等	1,900	7	13,300				
D階層	市民税所得割額が15,000円未満の世帯	10,200	10	102,000	2,200	1.96	5,000	
	うち、ひとり親世帯等	2,600	0	0				
	# 15,000円以上29,100円未満の世帯	12,400	49	607,600	2,200	1.94	6,000	
	うち、ひとり親世帯等	3,200	12	38,400				
	# 29,100円以上39,000円未満の世帯	14,600	37	540,200	2,200	1.92	7,000	
	うち、ひとり親世帯等	3,800	0	0				
	# 39,000円以上48,600円未満の世帯	16,800	54	907,200	2,200	1.91	8,000	
	うち、ひとり親世帯等	4,400	0	0				
	# 48,600円以上57,700円未満の世帯	19,000	49	931,000	2,200	1.86	8,800	
	うち、ひとり親世帯等	5,100	19	96,900				
	# 57,700円以上69,200円未満の世帯	21,200	72	1,526,400	2,200	1.80	9,400	
	うち、ひとり親世帯等	5,900	5	29,500				
	# 69,200円以上77,101円未満の世帯	23,400	74	1,731,600	2,200	1.75	10,000	
	うち、ひとり親世帯等	6,700	5	33,500				
	# 77,101円以上87,000円未満の世帯	25,600	74	1,894,400	2,200	1.71	10,600	
	# 87,000円以上97,000円未満の世帯	27,800	72	2,001,600	2,200	1.65	11,000	
	# 97,000円以上109,100円未満の世帯	30,000	220	6,600,000	2,200	1.6	11,400	
	# 109,100円以上126,800円未満の世帯	32,200	283	9,112,600	2,200	1.5	11,400	
	# 126,800円以上148,000円未満の世帯	34,400	243	8,359,200	2,200	1.5	11,400	
	# 148,000円以上169,000円未満の世帯	36,600	243	8,893,800	2,200	1.4	11,400	
	# 169,000円以上193,000円未満の世帯	38,800	236	9,156,800	2,200	1.4	11,400	
	# 193,000円以上219,000円未満の世帯	41,000	141	5,781,000	2,200	1.3	11,400	
# 219,000円以上245,000円未満の世帯	43,200	125	5,400,000	2,200	1.3	11,400		
# 245,000円以上272,000円未満の世帯	45,400	85	3,859,000	2,200	1.3	11,400		
# 272,000円以上301,000円未満の世帯	47,600	70	3,332,000	2,200	1.3	11,400		
# 301,000円以上350,000円未満の世帯	49,800	74	3,685,200	2,200	1.3	11,400		
# 350,000円以上397,000円未満の世帯	52,000	48	2,496,000	2,200	1.2	11,400		
# 397,000円以上500,000円未満の世帯	54,200	34	1,842,800	2,200	1.2	11,400		
# 500,000円以上の世帯	56,400	7	394,800	2,200	1.2	11,400		
		774,200	2,533	79,518,800				

最小の影響額

上昇率を均一とする。

最大の影響額

## 内容

国の基準額の階層区分8階層に対して、羽村市は25階層という状況である、適切かつきめ細かな利用者負担の区分を設定することは重要であるが、階層別の人数や負担の割合を見直すことで、より適正な負担割合となるようにする。他市では、最大34階層、最小16階層という状況である。具体的には他市の状況も勘案しながら、階層区分を設定する。なお、階層区分を見直す際は、国の基準額の区分を参考とする。

最高額:45,000円→45,000円

## 市民への影響

影響額:最大年**26,400円** 負担:増

保育料が発生していない世帯を除き、保護者の負担増となり、影響額は最大年間26,400円(月額2,200円)となる。

※18階層とした場合

## メリット

- 適切な負担割合となる。
- 市民にわかりやすくなる。
- 保育料の計算等の事務負担が軽減される。

## デメリット

- 一部の市民において、負担が増える。
- 収入に応じたきめ細かな利用者負担区分でなくなる可能性がある。

## evidence 国基準の階層区分

国の基準額の階層区分：**8階層**

	階層区分
①	生活保護世帯
②	市町村民税非課税世帯
③	所得割課税額48,600円未満
④	所得割課税額97,000円未満
⑤	所得割課税額169,000円未満
⑥	所得割課税額301,000円未満
⑦	所得割課税額397,000円未満
⑧	所得割課税額397,000円以上

利用者負担割合:37.4%→**38.4%**(+1.0%)

シミュレーション

※18階層とした場合

現在

階層	定義	0歳クラス～2歳クラス 保育標準時間 第1子			所得割額の幅
		保育料	人数	合計保育料	
A階層	生活保護世帯等	0	42	0	
B階層	A階層を除き市区町村民税非課税世帯	0	124	0	
C階層	市区町村民税のうち均等割のみの世帯	3,800	19	72,200	-
	うち、ひとり親世帯等	1,900	7	13,300	
D階層	1 市民税所得割額が15,000円未満の世帯	5,200	10	52,000	-
	うち、ひとり親世帯等	2,600	0	0	
	2 # 15,000円以上29,100円未満の世帯	6,400	49	313,600	14,100
	うち、ひとり親世帯等	3,200	12	38,400	
	3 # 29,100円以上39,000円未満の世帯	7,600	37	281,200	9,900
	うち、ひとり親世帯等	3,800	0	0	
	4 # 39,000円以上48,600円未満の世帯	8,800	54	475,200	9,600
	うち、ひとり親世帯等	4,400	0	0	
	5 # 48,600円以上57,700円未満の世帯	10,200	49	499,800	9,100
	うち、ひとり親世帯等	5,100	19	96,900	
	6 # 57,700円以上69,200円未満の世帯	11,800	72	849,600	11,500
	うち、ひとり親世帯等	5,900	5	29,500	
	7 # 69,200円以上77,101円未満の世帯	13,400	74	991,600	7,901
	うち、ひとり親世帯等	6,700	5	33,500	
	8 # 77,101円以上87,000円未満の世帯	15,000	74	1,110,000	9,899
	9 # 87,000円以上109,100円未満の世帯	16,800	72	1,209,600	10,000
	10 # 109,100円以上126,800円未満の世帯	18,600	220	4,092,000	12,100
	11 # 126,800円以上148,000円未満の世帯	20,800	283	5,886,400	17,700
12 # 148,000円以上169,000円未満の世帯	23,000	243	5,589,000	21,200	
13 # 169,000円以上193,000円未満の世帯	25,200	243	6,123,600	21,000	
14 # 193,000円以上219,000円未満の世帯	27,400	236	6,466,400	24,000	
15 # 219,000円以上245,000円未満の世帯	29,600	141	4,173,600	26,000	
16 # 245,000円以上272,000円未満の世帯	31,800	125	3,975,000	26,000	
17 # 272,000円以上301,000円未満の世帯	34,000	85	2,890,000	27,000	
18 # 301,000円以上350,000円未満の世帯	36,200	70	2,534,000	29,000	
19 # 350,000円以上397,000円未満の世帯	38,400	74	2,841,600	49,000	
20 # 397,000円以上500,000円未満の世帯	40,600	48	1,948,800	47,000	
21 # 500,000円以上の世帯	45,000	7	315,000		
		546,000	2,533	54,357,000	

未来

階層	定義	0歳クラス～2歳クラス 保育標準時間 第1子			影響		所得割額の幅
		保育料	人数	合計保育料	月額	年額	
A階層	生活保護世帯等	0	42	0			
B階層	A階層を除き市区町村民税非課税世帯	0	124	0			
C階層	市区町村民税のうち均等割のみの世帯	3,800	19	72,200			
	うち、ひとり親世帯等	1,900	7	13,300			
D階層	1 市民税所得割額が15,000円未満の世帯	5,200	10	52,000	0	0	
	うち、ひとり親世帯等	2,600	0	0			
	2 # 15,000円以上29,100円未満の世帯	6,400	49	313,600	0	0	
	うち、ひとり親世帯等	3,200	12	38,400			
	3 # 29,100円以上39,000円未満の世帯	7,600	37	281,200	0	0	
	うち、ひとり親世帯等	3,800	0	0			
	4 # 39,000円以上48,600円未満の世帯	8,800	54	475,200	0	0	
	うち、ひとり親世帯等	4,400	0	0			
	5 # 48,600円以上57,700円未満の世帯	10,200	49	499,800	0	0	
	うち、ひとり親世帯等	5,100	19	96,900			
	6 # 57,700円以上69,200円未満の世帯	11,800	72	849,600	0	0	
	うち、ひとり親世帯等	5,900	5	29,500			
	7 # 69,200円以上77,101円未満の世帯	13,400	74	991,600	0	0	
	うち、ひとり親世帯等	6,700	5	33,500			
	8 # 77,101円以上87,000円未満の世帯	15,000	74	1,110,000	0	0	
	9 # 87,000円以上109,100円未満の世帯	18,600	292	5,431,200	1,800	21,600	
	10 # 109,100円以上126,800円未満の世帯	23,000	526	12,098,000	2,200	26,400	
	11 # 126,800円以上148,000円未満の世帯	27,400	479	13,124,600	2,200	26,400	
12 # 148,000円以上169,000円未満の世帯	31,800	266	8,458,800	2,200	26,400		
13 # 169,000円以上193,000円未満の世帯	36,200	155	5,611,000	2,200	26,400		
14 # 193,000円以上245,000円未満の世帯	40,600	122	4,953,200	2,200	26,400		
15 # 245,000円以上301,000円未満の世帯	45,000	41	1,845,000	2,200	26,400		
		338,400	2,533	56,378,600			

階層区分の見直し

最大の影響額

所得割額の  
上り幅を均  
一の上昇率  
とする。

## 内容

人件費や物価は上昇している現状があり、保育所を運営するために必要な光熱水費等も上昇し、保育所の運営経費は増大している。それに応じて、公定価格は上昇傾向であり、保育料が変わらない現状がある中では、市の負担が増大する。

運営経費の上昇分を利用者に負担していただく。改定率の根拠は運営経費や公定価格の上昇率から総合的に決定する。

※3%改定の場合

最高額:45,000円→47,000円

## 市民への影響

影響額:最大年**26,400円** 負担:増

保育料が発生していない世帯を除き、保護者の負担増となり、影響額は最大年間26,400円(月額2,200円)となる。最小の影響額は1,200円(月額100円)となる。

※3%改定の場合

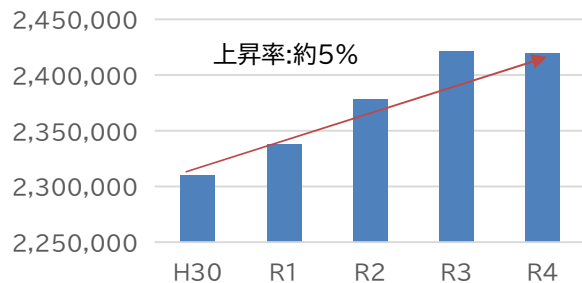
## メリット

- 適切な利用者負担割合となる。

## デメリット

- 市民の負担が増える。
- 妊娠・出産を希望する方へ影響が出る可能性がある。

## evidence 運営経費等の上昇

運営経費の上昇率:約**5%**公定価格の上昇率:約**1%**利用者負担割合:37.4%→**38.3%**(+0.9%)

## シミュレーション

※3%改定の場合

### 現在

階層	定義	0歳クラス～2歳クラス 保育標準時間 第1子		合計保育料
		保育料	人数	
A階層	生活保護世帯等	0	42	0
B階層	A階層を除き市区町村民税非課税世帯	0	124	0
C階層	市区町村民税のうち均等割のみの世帯	3,800	19	72,200
	うち、ひとり親世帯等	1,900	7	13,300
D階層	1 市民税所得割額が15,000円未満の世帯	5,200	10	52,000
	うち、ひとり親世帯等	2,600	0	0
2	＃ 15,000円以上29,100円未満の世帯	6,400	49	313,600
	うち、ひとり親世帯等	3,200	12	38,400
3	＃ 29,100円以上39,000円未満の世帯	7,600	37	281,200
	うち、ひとり親世帯等	3,800	0	0
4	＃ 39,000円以上48,600円未満の世帯	8,800	54	475,200
	うち、ひとり親世帯等	4,400	0	0
5	＃ 48,600円以上57,700円未満の世帯	10,200	49	499,800
	うち、ひとり親世帯等	5,100	19	96,900
6	＃ 57,700円以上69,200円未満の世帯	11,800	72	849,600
	うち、ひとり親世帯等	5,900	5	29,500
7	＃ 69,200円以上77,101円未満の世帯	13,400	74	991,600
	うち、ひとり親世帯等	6,700	5	33,500
8	＃ 77,101円以上87,000円未満の世帯	15,000	74	1,110,000
9	＃ 87,000円以上97,000円未満の世帯	16,800	72	1,209,600
10	＃ 97,000円以上109,100円未満の世帯	18,600	220	4,092,000
11	＃ 109,100円以上126,800円未満の世帯	20,800	283	5,886,400
12	＃ 126,800円以上148,000円未満の世帯	23,000	243	5,589,000
13	＃ 148,000円以上169,000円未満の世帯	25,200	243	6,123,600
14	＃ 169,000円以上193,000円未満の世帯	27,400	236	6,466,400
15	＃ 193,000円以上219,000円未満の世帯	29,600	141	4,173,600
16	＃ 219,000円以上245,000円未満の世帯	31,800	125	3,975,000
17	＃ 245,000円以上272,000円未満の世帯	34,000	85	2,890,000
18	＃ 272,000円以上301,000円未満の世帯	36,200	70	2,534,000
19	＃ 301,000円以上350,000円未満の世帯	38,400	74	2,841,600
20	＃ 350,000円以上397,000円未満の世帯	40,600	48	1,948,800
21	＃ 397,000円以上500,000円未満の世帯	42,800	34	1,455,200
22	＃ 500,000円以上の世帯	45,000	7	315,000
		<b>546,000</b>	<b>2,533</b>	<b>54,357,000</b>

### 未来

階層	定義	0歳クラス～2歳クラス 保育標準時間 第1子		影響	
		保育料	人数	月額	年額
A階層	生活保護世帯等	0	42	0	
B階層	A階層を除き市区町村民税非課税世帯	0	124	0	月 年
C階層	市区町村民税のうち均等割のみの世帯	4,000	19	76,000	200 2,400
	うち、ひとり親世帯等	2,000	7	14,000	100 1,200
D階層	1 市民税所得割額が15,000円未満の世帯	6,000	10	60,000	800 9,600
	うち、ひとり親世帯等	3,000	0	0	400 4,800
2	＃ 15,000円以上29,100円未満の世帯	7,000	49	343,000	600 7,200
	うち、ひとり親世帯等	4,000	12	48,000	800 9,600
3	＃ 29,100円以上39,000円未満の世帯	8,000	37	296,000	400 4,800
	うち、ひとり親世帯等	4,000	0	0	200 2,400
4	＃ 39,000円以上48,600円未満の世帯	10,000	54	540,000	1,200 14,400
	うち、ひとり親世帯等	5,000	0	0	600 7,200
5	＃ 48,600円以上57,700円未満の世帯	11,000	49	539,000	800 9,600
	うち、ひとり親世帯等	6,000	19	114,000	900 10,800
6	＃ 57,700円以上69,200円未満の世帯	13,000	72	936,000	1,200 14,400
	うち、ひとり親世帯等	7,000	5	35,000	1,100 13,200
7	＃ 69,200円以上77,101円未満の世帯	14,000	74	1,036,000	600 7,200
	うち、ひとり親世帯等	7,000	5	35,000	300 3,600
8	＃ 77,101円以上87,000円未満の世帯	16,000	74	1,184,000	1,000 12,000
9	＃ 87,000円以上97,000円未満の世帯	18,000	72	1,296,000	1,200 14,400
10	＃ 97,000円以上109,100円未満の世帯	20,000	220	4,400,000	1,400 16,800
11	＃ 109,100円以上126,800円未満の世帯	22,000	283	6,226,000	1,200 14,400
12	＃ 126,800円以上148,000円未満の世帯	24,000	243	5,832,000	1,000 12,000
13	＃ 148,000円以上169,000円未満の世帯	26,000	243	6,318,000	800 9,600
14	＃ 169,000円以上193,000円未満の世帯	29,000	236	6,844,000	1,600 19,200
15	＃ 193,000円以上219,000円未満の世帯	31,000	141	4,371,000	1,400 16,800
16	＃ 219,000円以上245,000円未満の世帯	33,000	125	4,125,000	1,200 14,400
17	＃ 245,000円以上272,000円未満の世帯	36,000	85	3,060,000	2,000 24,000
18	＃ 272,000円以上301,000円未満の世帯	38,000	70	2,660,000	1,800 21,600
19	＃ 301,000円以上350,000円未満の世帯	40,000	74	2,960,000	1,600 19,200
20	＃ 350,000円以上397,000円未満の世帯	42,000	48	2,016,000	1,400 16,800
21	＃ 397,000円以上500,000円未満の世帯	45,000	34	1,530,000	2,200 26,400
22	＃ 500,000円以上の世帯	47,000	7	329,000	2,000 24,000
		<b>578,000</b>	<b>2,533</b>	<b>57,223,000</b>	<b>32,000</b>

一律の改定

最小の影響額

最大の影響額

## 内容

東京都により第2子無償化が令和5年10月から始まり、今後保育料が発生するのが第1子の0から2歳のみとなり、安心して子育てしやすい環境を構築するという少子化対策の観点から、保育料の負担を軽減する方向性である。

羽村市としても現在の保育料と階層を据え置き、現状と変わらない保育料とすることで、子育てしやすい街として魅力のPRに努め、妊娠・出産の希望を叶えることにつなげる。

最高額:45,000円→45,000円

## 市民への影響

影響額:0円 負担:減

今後、公定価格の上昇が見込まれることから、実質の負担は減少する。現状の保育料と変わらないため、影響額は0円となる。

## メリット

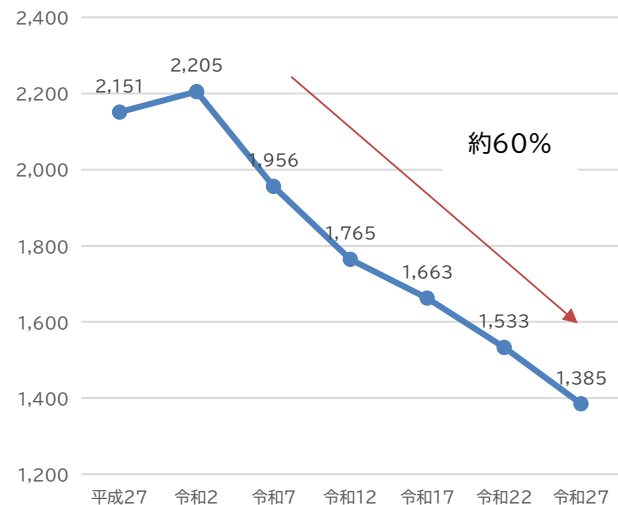
- 現在の保育料を据え置くことから、市民に対する影響は少ない。
- 多摩26市において低水準を維持することで子育てしやすいまちのアピール、妊娠、出産の希望を叶えることにつながる。

## デメリット

- 公定価格は今後上昇が見込まれることから、公費負担は増える。

## evidence

## 羽村市の人口推移(0-4歳)



# 検証反映時期と検証のスケジュール

利用者負担額の検証については、現在、羽村市から子ども・子育て会議に諮問している状況です。答申は、令和6年7月頃を予定しております。

利用者負担額を改定する場合も含め、検証期間や例規改正(必要に応じて)等のスケジュールを鑑み、時期としては、令和7年度が最適と考えております。詳細はスケジュールは以下のとおりです。

検証反映時期

令和7年度

【スケジュール(予定)】

区 分		令和5年度							令和6年度													
		9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
子ども・子育て会議		②	③		④	⑤		⑥		①	②	③		④	⑤		⑥					
利用者負担等	諮問	★諮問																				
	利用者負担額(保育料)案の検討	←							●													
	答申及び答申案の検討							←					★答申									
	市の方針決定																		←			★決定
	例規改正 ※必要に応じて																				←	
	市民周知 ※必要に応じて																				←	

検証結果反映